

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成31年1月31日(2019.1.31)

【公開番号】特開2018-196488(P2018-196488A)

【公開日】平成30年12月13日(2018.12.13)

【年通号数】公開・登録公報2018-048

【出願番号】特願2017-101805(P2017-101805)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

A 6 3 F 7/02 3 3 4

【手続補正書】

【提出日】平成30年11月29日(2018.11.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技を行うことが可能な遊技機であって、

主制御手段と、

演出制御を行う制御手段が設けられた第1基板と、

演出制御に関連する演出情報を記憶する記憶手段が設けられた第2基板とを備え、

前記記憶手段には、あらかじめ認証情報が記憶され、

前記制御手段は、

前記主制御手段から情報を受信した後に前記記憶手段に記憶されている前記認証情報にもとづいて認証処理を実行可能であり、

前記認証処理にて認証成功となったことにもとづいて、演出制御を実行可能であり、

前記第2基板には、複数の演出手段を接続するための接続部が設けられている

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

(手段1)本発明による遊技機は、遊技を行うことが可能な遊技機であって、主制御手段と、演出制御を行う制御手段(例えば、演出制御用CPU120)が設けられた第1基板(例えば、演出制御基板12)と、演出制御に関連する演出情報(例えば、各種画像データ)を記憶する記憶手段(例えば、CGRM141)が設けられた第2基板(例えば、演出制御用中継基板16A)とを備え、記憶手段には、あらかじめ認証情報が記憶され(例えば、CGRM141には、認証データが記憶されている)、制御手段は、主制御手段からの情報を受信した後に記憶手段に記憶されている認証情報にもとづいて認証処理を実行可能であり(例えば、演出制御用マイクロコンピュータ120Aは、ステップS50Bを実行し、CGRM141から読み出した認証データとROM135に記憶されている認証データとを照合して認証処理を行う)、認証処理にて認証成功となったことにも

とづいて、演出制御を実行可能であり（例えば、演出制御用マイクロコンピュータ120Aは、ステップS50CでYのときにステップS51以降の処理に移行し、認証に成功したことにもとづいて初期演出データ転送処理（S51D）を含む各種演出制御の処理を実行する）、第2基板には、複数の演出手段（例えば、演出表示装置5、第1飾り図柄表示器5A、第2飾り図柄表示器5B、各LED9a～9e、スピーカ8L, 8R、可動部302、可動部材321など）を接続するための接続部（例えば、コネクタ16S）が設けられていることを特徴とする。そのような構成によれば、制御手段が設けられた基板と記憶手段が設けられた基板との間で適正な接続関係を確保することができる。